



【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者の皆様、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金として支給するものです。

今年12月までに売上が前年同月比 50%以上減少している事業者が対象です。

申請期間は令和3年1月15日(金)までです。

※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付内容

中堅・中小企業、
小規模事業者 **上限 200万円**

フリーランスを
含む個人事業者 **上限 100万円**

給付額 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

「申請サポートキャラバン隊」開設のお知らせ

申請サポートキャラバン隊は、一定期間常設されている「申請サポート会場」が設置されていない地域に、約2週間期間限定で開設される電子申請のサポート会場です。電子申請の方法がわからない方、できない方へ、スタッフが電子申請の入力サポートを行います。

会場の詳細は、裏面をご参照ください。


予約のご案内

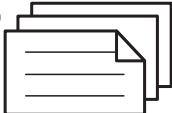
⚠ 入場は完全予約制です！


新型コロナウイルス感染防止のためホームページから来場の事前予約をお願いいたします。事前に来場のご予約を行っていない場合、申請サポートキャラバン隊会場へのご入場をお断りさせていただくことがございます。

※WEBサイトで予約方法がわからない方、できない方に向けて申請サポートキャラバン隊会場の予約を電話でお受けしております。詳細はホームページをご確認ください。

ご利用にあたって

- 

申請サポートキャラバン隊会場のご利用には**事前予約**が必要です。先に予約を済ませてご来場ください。
- 

申請に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。詳しくはホームページをご覧ください。
- 

当日は、①でお送りする「予約受付番号」と、②の必要書類をご持参ください。
※予約受付番号は、メールでのご予約の場合、事前予約完了後にメールで送信いたします。電話での予約の場合、その場で予約番号を発行いたします。

⚠ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！